（荷役等時間）

第六条　法第三十条第三号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常法第二十九条の二第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務とする。

2　法第三十条第三号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に従事していない時間を除く。）とする。

第八条　法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、輸送能力（次年度以降における令第五条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに輸送能力）とする。

第十九条　法第五十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　法第五十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等（法第三十条第一号に規定する荷待ち時間等をいう。次号において同じ。）の短縮を図るための措置の実施状況

二　（略）

（書類の提出）

第二十条　この省令の規定（第四条の二及び第四条の五を除く。）により国土交通大臣に提出すべき書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。

別表第一（第四条の二関係）

規定	事項	書類	
法第二十九条の八	貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第五条第一項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第五条第二項に規定する書類
	貨物自動車運送事業法第九条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第六条第二項各号又は第七条第二項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第六条第三項又は第七条第三項に規定する書類
法第二十九条の九	自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第七条第一項の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第二条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第二条第二項に規定する書類

（荷役等時間）

第六条　法第三十条第五号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常同条第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務とする。

2　法第三十条第五号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に従事していない時間を除く。）とする。

第八条　法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、輸送能力（次年度以降における輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第五条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに輸送能力）とする。

第十九条　法第五十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　法第五十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等（法第三十条第三号に規定する荷待ち時間等をいう。次号において同じ。）の短縮を図るための措置の実施状況

二　（略）

（書類の提出）

第二十条　この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して提出するものとする。

（新設）